

(書 式 2 - 2 - 7 - 1)

株 式 交 換 に 反 対 す る 株 主 か ら の 通 知 書

通 知 書

前 略

私 は、貴 社 の 株 式 ○ ○ 株 を 有 す る 株 主 で
す。

平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 開 催 予 定 の 貴 社
臨 時 株 主 総 会 に つ い て、貴 社 よ り、臨 時 株 主
総 会 招 集 通 知 書 を 受 領 し ま し た が、同 株 主 総
会 に お け る 第 ○ ○ 号 議 案 「株 式 交 換 の 件」に
つ き、貴 社 が △ △ △ △ 株 式 会 社 の 完 全 子 会 社
と な る べ く、貴 社 株 主 が 保 有 す る 貴 社 の 株 式
と、△ △ △ △ 株 式 会 社 の 株 式 と を 交 換 す る こ
と に、私 は 反 対 の 意 向 で あ り ま す。

よ っ て 上 記 株 主 総 会 に 先 立 ち、本 書 面 を
も っ て、上 記 第 ○ ○ 号 議 案 に つ い て 反 対 の 意
思 を 通 知 致 し ま す。

草 々

平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 殿



解説

(株式交換)

株式交換とは、100%親子会社を創設するための制度であり、100%子会社となるべき会社の株主が保有する当該会社の株式と、100%親会社となるべき会社が保有しないし新株発行する当該会社の株式とを交換することをいう。

すなわち100%子会社となるべき会社の株主は、従来保有していた当該子会社の株式を100%親会社に移転する対価として、100%親会社の株式を新たに取得することとなる（会社法第768条、第769条）。

株式交換制度は持株会社の創設による企業再編を目的として規定された。

Asahi Chuo

(株式交換承認の株主総会特別決議)

株主総会における株式交換契約書の承認決議には、原則として総株主の議決権の過半数ないし定款に定める議決権の出席を要し、かつ出席議決権の3分の2以上の賛成を要する（会社法第783条第1項、会社法第309条第1項）。

株式交換が会社の株主構成を変動させるという重大な効果をもたらすものであって、特に株主の承認を得る必要があるためである。

(反対株主の株式買取請求権)

株式交換は、会社の株主構成に重大な変動を与えるものであり、自身の経営判断によりこれに反対する株主を保護する必要性も否定できない。

そこで反対株主には、自己の有する株式について、会社に対し、かかる決議が無かったら有したであろう公正な価格をもって買取ることを請求する権利が認められている（会社法第785条第1項）。

反対株主は、この株式買取請求権を行使する前提として、株主総会に先立ち、株式交換に反対する意思を書面で通知し、かつ、株主総会においても反

対しなければならない（会社法第785条第2項第1号）。

